

第4回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月30日(水) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 6番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 現況証明願いについて
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第4回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、6番伊藤委員と8番坂野委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第3回の総会以降の諸般について、報告します。

9月28日 北海道知事表敬訪問(らんこし米PR) 北海道庁
らんこし米新米1000人無料配布 大丸札幌

10月17・18日 利用状況調査(農地パトロール) 町内一円

10月24日 後志地方農業委員会連合会役員会 蘭越町役場

10月25日 北海道農業会議常設審議会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。
番号1番について、上程します。

担当委員から順次、調査の報告をお願いします。

1 番
(中村委員)

番号1番、10月18日に私と中井会長・伊藤委員で〇〇の付近にある2筆を調査し、農地・採草放牧地以外と確認しましたことを、報告致します。

よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和5年10月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないため農地を貸し付けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和15年10月29日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

12番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りであります。場所なのですが、〇〇を〇〇ほど降りたところに〇〇さんの住宅があるのですけれども、家から〇〇に向かったの圃場となります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和5年10月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、面積は田〇〇㎡、畑〇〇㎡です。申請理由は、休耕中の農地に植林するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第2種で、本件につきましては、生産性の低い小集団農地のため植林するものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番については9月26日の総会で農地法第4条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、10月25日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議をお願いします

議長
(中井会長)
3番
(西元委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。場所は、〇〇の〇〇に〇〇ほど戻った農地でございます。そこからの脇の〇〇をさらに〇〇ほど登った所にもう一団地ございます。農地の周りが山林でございます、山林にしたいという本人の申し出で致し方ないかなと思っております。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

(小柳係長)

用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和5年10月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年4月1日です。譲渡理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

12番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりでございます。場所なのですが、先ほど議案第2号1番で説明した、〇〇さんの家の周りの圃場となります。

よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。
その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は11月28日(火)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いします。
また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状

況について、お手元に配布させていただいております。

その他の報告としましては、11月30日に全国農業委員会代表者集会が開催され、後志地方連の代表として当委員会の中井会長、副会長として古平町の金澤会長、黒松内町の小坂会長と私の4名が出席する予定です。この代表者集会は午後から行われるため、午前中に北海道4区を地盤とする、中村代議士と大築代議士に対して、後志地方連独自の要望書を提出する予定です。

要望書案についてお手元に配布させていただいておりますので、内容について加筆や修正等ご意見ありましたら、11月中旬ころまでに事務局までお願いいたします。

例年の要望書内容からの主な変更点としましては、原油価格・物価高騰対策の継続と内容の拡充を求め、また農業経営対策では、農産物によっては生産コストの販売価格への転嫁が困難な作物もあることから、所得保障制度の拡充を含め、農業経営確立のための実効性と経済合理性の伴う対策を要望しております。また、水田活用の直接支払交付金制度については、畑地化促進事業を巡り、申請要件、提出期限、保留者の取り扱い等、農業者の混乱と不安を招いていることから、速やかな情報提供と丁寧な説明を求めるとともに、水田活用の直接支払交付金制度の諸要件が、地域農業の実態に即したものであるかの検証を要望しております。また、地域計画の策定においては、既存の基盤強化法で集積が進んでいる地域においては、農地バンク事業への移行によるメリットよりもデメリットのほうが多いことから、今までの基盤強化促進法による売買と同様の利便性の確保、譲渡所得に係る特別控除の増額など、農地バンク事業を活用する農地集約に対し、地域のニーズに応じた支援対策を要望しております。

そして、この要望書の原案を作成したあとに、水田活用の交付金について、会計検査員から農水省への指摘事項について報道がありました。主な内容につきましては、収量確認の厳格化や、交付対象水田の範囲について、ビニールハウス等園芸施設が設置等されているなどの場合に、水活の対象となるか否かの判断基準を設けることを求めているようです。

今回の指摘を受けた再調査による交付金返還等は発生しない見込みですが、来年度以降は新たなルールとして、作物ごとの最低収量が設けられる等、さらなる厳格化が予想されます。

これらの状況を見ながら、大きな動きがあった場合につきましては、内容に応じて要望書に反映させていきたいと思っております。

また、10月20日に農業委員会職員全国研究会が東京都で開

催され、出席してまいりましたが、その席上で、地域計画の策定について、農林水産省の担当課長から講演があったのですが、その中で、地域計画については最初から厳密なものをつくる必要はない、目標地図についても未定の部分については白地図でもやむを得ない、ただ、スーパーL資金等の事業が絡む部分についてはきちんとした計画を示して欲しい、とのことで、自分の中では既存の基盤整備強化法から地域計画を含めた農地バンク事業への移行する必要性について、より一層疑問が深まりましたので、その点について、講演後のレポートに書いて提出しております。

ただ、一点だけ期待できそうなこととして、地域計画から外した農地、いわゆる耕作不適地や困難地について、農業振興地域からの除外や農地転用の制限の緩和はないのか、という質問がでたときに、あるとないとも今は言えないが、内部で検討はしているとの回答がありました。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

私からはまず、11月1日～2日の後志地方連の視察研修についてですが、当町からは中井会長と農地専門委員7名と事務局2名が参加します。当日は蘭越町役場8時30分出発ですので、10分前の8時20分までに役場正面玄関前にスーツ着用で集合願います。

次に11月8日～10日に実施する先進地道外視察研修については総会終了後に参加者のみで打合せを行いますので、お忙しいところ恐縮ですが、参加者である中井会長、近藤委員、杉本委員、黒川委員、坂野委員、伊藤委員、安田委員はそのままお残りください。

次に、11月24日に倶知安町で開催される新任委員等研修会及び地区別農業委員等研修会についてです。詳細については総会案内時に配布した文書のとおりです。午前には新任委員等研修会、午後から地区別農業委員等研修会となっております。当町が事務局を務める後志地方連が主催ですので、準備の都合上、当日朝に送迎バスが役場前から出発します。詳しい集合時間はこれから農業会議と当日の会場準備や片付けの詳細を詰めてから、後日お知らせいたします。なお両方の研修に出席される方の昼食については会場にて弁当を配布いたします。午前、または午後のみ参加される方の動きについては個別に調整したうえで連絡いたします。

最後に収穫感謝祭の供物についてですが、11月2日開催です

ので、まだ提供されていない方は、農林水産課農政係までお願い
します。以上です。

議 長
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終
了しました。

これにて、第4回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時25分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩